

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [日本国憲法](#) | [日本国憲法を知ろう（条文解説）](#) 第4章 国会 （17）
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)[教育カリキュラム](#)[日本国憲法](#)

### 日本国憲法を知ろう（条文解説） 第4章 国会 （17）

#### 憲法第六十三条【閣僚の議院出席の権利と義務】

内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないにかかわらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

#### 語句説明

- ①議席・・・議場内の議員の席。議員としての資格。  
 ②答弁・・・質問に答えて弁明すること。またその答え。

#### 概要説明

内閣総理大臣及びその他の国務大臣は、両議院の議院であるか否かにかかわらず、議案について発言するために各議院に出席できること。また、各議院から答弁、説明を求められた場合には、出席が義務であることを規定しています。

憲法は、国会と内閣の関係に関して、内閣は国会に対して連帯責任を負う制度（議院内閣制、憲法第66条3項）を採用しています。そして、その具体化のために内閣の構成員である国務大臣に国会で発言する権利と義務を認めているのです。

各議院で審議の対象となるあらゆる案件について、説明や質問に答えたりするために、本会議だけでなく、委員会にも出席することになります。

議院から出席を求められたら、正当な理由なく拒否することはできません。

#### PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
**お申し込みはこちらです。**

[>>一覧へ戻る](#)

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.